

I speak limited English. I need help from a competent interpreter in **JAPANESE** to have full and effective access to your programs.

Under Title VI of the 1964 Civil Rights Act, public agencies are obliged to provide **FREE** competent language assistance to individuals with limited English proficiency. Social and health services agencies may call HHS Office of Civil Rights at 1-800-368-1019 for more information. Food Stamp and WIC agencies may call USDA Office of Civil Rights at 1-888-271-5983. All other agencies may call U.S. Department of Justice, Civil Rights Division at 1-888-848-5306.



For Washington County-specific information, please visit:
<https://www.co.washington.or.us/CAO/OEICE/index.cfm>

私は英語が不自由です。
貴社のプログラムを効果的に利用するために、
日本語での有能な通訳の助けが必要です。

1964年公民権法のタイトルVIに基づき、公的機関は英語力に制限のある人々に適切な言語援助を提供する義務があります。社会福祉・保健サービス機関は、米国保健社会福祉省市民権局(1-800-368-1019)に電話すると、より詳しい情報を得ることができます。フードスタンプおよびWIC機関(女性・乳幼児・子供のための特別栄養補助食品プログラム)は、米国農務省(USDA)の公民権担当次官補事務所(Office of the Assistant Secretary for Civil Rights)(1-866-632-9992)に電話することができます。その他の機関は、米国司法省公民権局(1-888-848-5306)にお問い合わせください。



ワシントン郡固有の情報については、下記のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.co.washington.or.us/CAO/OEICE/index.cfm>

私は英語が不自由です。
貴社のプログラムを効果的に利用するために、
日本語での有能な通訳の助けが必要です。

1964年公民権法のタイトルVIに基づき、公的機関は英語力に制限のある人々に適切な言語援助を提供する義務があります。社会福祉・保健サービス機関は、米国保健社会福祉省市民権局(1-800-368-1019)に電話すると、より詳しい情報を得ることができます。フードスタンプおよびWIC機関(女性・乳幼児・子供のための特別栄養補助食品プログラム)は、米国農務省(USDA)の公民権担当次官補事務所 (Office of the Assistant Secretary for Civil Rights) (1-866-632-9992)に電話することができます。その他の機関は、米国司法省公民権局 (1-888-848-5306)にお問い合わせください。



ワシントン郡固有の情報については、下記のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.co.washington.or.us/CAO/OEICE/index.cfm>